

各地域農山村整備事務所長 様

農村環境室長

団体営農村振興総合整備事業等によって取得し、又は効用の増加した施設の  
移転、更新又は主要機能の変更を伴う増築、改築について

補助事業によって取得し、又は効用の増加した施設等は、常に良好な状態で管理し、その設置  
目的に即して最も効率的な運用を図る必要があります。

近年、農業・農村においては、過疎化、高齢化が進行すると共に農産物の生産・流通体系、国  
民の価値観、農村社会の構造等急速な変化が進むなか、これら経済・社会構造の変化に対応し、  
長期的展望に立った効果的な施設利用を図るため、施設の増改築などを検討する市町村が増加し  
ています。

そこで、団体営事業により整備した施設において、施設の移転、更新又は主要機能の変更を伴  
う増築、改築を行おうとする場合には、事業主体の長又は管理主体の長又は代表者（以下「事業  
主体の長等」という。）は、市町村長の意見を付して（事業主体の長等が市町村長の場合は除く。）  
知事と必要性等について協議することとしましたので、下記事項を留意の上、管内市町村に対す  
る指導をお願いします。

なお、貴職より管内市町村への周知も併せてお願いします。

## 記

### 1 対象となる団体営事業

- (1) 農村振興総合整備事業
- (2) 棚田地域等保全整備事業
- (3) 農村総合整備モデル事業
- (4) 農業集落排水事業
- (5) 集落環境整備事業
- (6) 農村情報基盤整備事業
- (7) 田園自然環境保全整備事業
- (8) 農村基盤総合整備事業（ミニ総パ）
- (9) 田園地域マルチメディアモデル整備事業

### 2 知事への協議書の提出及び結果の通知

事業主体の長等は、団体営事業により整備した施設において、施設の移転、更新又は主要  
機能の変更を伴う増築、改築を行おうとする場合、別記様式第1号により速やかに知事と協  
議を行い、知事はその結果を別記様式第2号により市町村長を経由し、事業主体の長等あて  
に通知する。

岐阜県知事 様

住 所  
氏 名  
印

農業農村整備事業により設置した施設の増改築等協議書

次の農業農村整備事業により設置した施設について、下記のとおり原形変更（追加、改築）工事を行いたいので協議します。

1 対象となる施設

- (1) 事業名
- (2) 地区名
- (3) 事業主体
- (4) 施設名
- (5) 施設の所在地
- (6) 構造及び規模
- (7) 負担区分
- (8) 取得年月日

2 原形変更工事の概要

- (1) 事業名又は工事名
- (2) 地区名
- (3) 事業主体
- (4) 事業費又は工事費
- (5) 事業内容又は工事内容
- (6) 負担区分

3 原形変更工事の理由

4 本来の用途又は目的に及ぼす影響

5 添付書類

- (1) 財産台帳の写し
- (2) 関係図面
- (3) 市町村長の意見書（事業主体の長等が市町村長の場合は除く。）

農業農村整備事業により設置した施設の増改築等協議結果通知書

第 号  
年 月 日

様

岐阜県知事 印

年 月 日付け で協議のあった農業農村整備事業により設置した施設の増改築等について、下記のとおり通知します。

記

協議のあった施設の増改築等の内容が施設の設置目的の達成のため必要と認められる場合

- 1 原形変更となる施設
  - (1) 施設を設置した事業の名称
  - (2) 施設の名称

- 2 原形変更工事の条件

協議のあった施設の増改築等の内容が施設の設置目的に反すると判断される場合

協議のあった施設の増改築等の内容が施設の設置目的に反すると判断されるため、所定の手続きを進めてください。